

社会福祉法人 鶴見乳幼児福祉センター  
令和元年度 事業報告

社会福祉法人 鶴見乳幼児福祉センター  
理事長 神保修治

1 現状（令和元年度）状況

昨年度は、駒岡保育園の老朽化全改築に臨み、入札から竣工まで、法人が一体となり努めてきました。厳しい地形状況の中、難航したことも多々ありましたが、その勤めの中で地域の住民の方々との関わりから、保育園と地域の関わりを理解が生まれました。法人としても「駒岡保育園が誕生した時代の地域との関係」を知ったことを、今後の駒岡保育の提供に生かしていこうと決意した経緯がありました。

誕生した、新しい園舎でスタートした駒岡保育園の生活は、他二園にとっては、羨ましくもあり、誇りにも思えることでした。

「利用者さらに地域で子育てしている保護者に対して、保育園の持てる力を提供し、地域児童福祉の拠点としての役割を努める。」を事業計画の柱に掲げて、臨み努めてきました。

大津市の保育園で、散歩時に大きな交通事故が発生し園児も犠牲になりました。それぞれの園で、不安を抱えながらも、「散歩計画」を再確認し、保護者と共有して取り組んできました。

また、自然災害の規模も大きく「ゲリラ的豪雨」「ゲリラ台風」と名称化される状態で、交通機関の全面ストップもあり、保育の運営も影響を受けることが出てきました。センター保育園の運動会も「ゲリラ台風」の直撃を受け、64年の歴史の中で初めて中止せざるを得ないことになりました。今後も続く、大きく強くなるだろう自然現象に臨む・対応する保育所の運営・経営が求められてくるだろう。

教育改革で、乳幼児期に取り組むべき姿として「10の姿」で取り組んでいます。保育園がこれまで現場で積み重ねられてきた実践と方向性を共有しつつ、一層具体的に推し進めるものです。これからの保育において、生命の保持や情緒の安定のための「養護」環境を通して行う「教育」が基本となることは変わりません。

人としての育ち支援の責務は大きい。

その中で、法人は大きな課題に直面しました。

入船の森保育園の課題検討（職員からの提起）です。

職員の間関係で浮上した問題です。そこに、保育の追求・会議の在り方・相談できる環境等、課題が上がりました。

職員の休職者も4名となりました。

状況を案じた保護者が、区に相談をして、区の支援を受け、労務士事務所「こどものそら舎」の、コンサルを受ける事ができるようになりました。

「こどものそら舎」のコンサルを受けながら話し合いをもち、法人として取り組むべき課題を解決していく道が開けました。

それを改善計画として、令和2年度の事業計画としました。これは、入船の森保育園だけの課題を受けての取り組みでなく、他2園でも同じ立場で考えながら取り組んでいくことになりました。現在取り組んでいる、『人事考課制度』の視点（基準）からも、『法人内配置』に取り組むことにしました。

※従来行っている、異動要綱による配転制度を払拭したい思いもありました。

※この取り組みには、園長だけでなく、職員代表として主任級が参加して進めていきました。（職員の不満・不安の反響は大きかったが、納得はしてもらえたと思う。）

保育所としての職員集団を考えると、組織（組）の連携、会議の在り方等は重要であったが、実務でできない時にどのように支援し合うか等の取り組みについては、今後の取り組みの中で務めていくべきと考えた。

幸いにも、多くの支援者（保育講座の講師・元公立保育園の園長の経験者…と、様々な形のアドバイスをもらった。

上記の課題のほかに、保育所の利用制度・事務処理等の改定に戸惑い、今年もまた相当の労力を費やした一年でした。

また、社会福祉法の改定に伴い、法人定款も改定の元、法人の事務処理上の不備も法人のガバナンス（機能強化）の取り組みの為、事務局機能強化に努めていきたい。

しかし、その中で、一番こだわったこと、大切にしたいと臨んだことは、この法人の設立趣旨とも合致している事でした。（これは、常時目指す取り組み）

一定款より抜粋

（経営の原則等）

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の子どもの育ち、子育てを地域全体で支援する拠点となり、子育て世帯中心に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

3 法人事務局機能の確立を目指す。

従前の課題であり、年度半ばまでは、計画が上がっていたが、設立できずにおえる保育所の運営は、三園ともそれぞれの地域性に臨みながら、保育園を利用する事によ

り

「子ども達の育ちがより豊かに」と向上を目指し、経営にも務めてきました。保育園の求められる役割は、益々重要で重くなり（虐待・DV・クレーマー対応）と、日常を基本としながらもその事象に対応しながら、保育の質の向上に務めてきました。その内容は重く、専門機関との連携も重要な位置づけとなる（カンファレンス等）。法人全体に関わりながら、職員の相談窓口となり、保育園・園長をしながら、法人の運営を担う事務職機能の樹立が待たれる。

## 2 令和1年度の取り組みとして

(1) 「社会福祉充実残額」は、駒岡保育園の全改築に伴い終了となる。

神奈川県は借地問題も、今後は違った角度で動向を見守り努めなければならない。

(2) 人材の確保と定着化

①働き方改革に取り組み…就業規則の整備と位置づけ。職員とともに取り組んでいく。

②保育士の処遇改善・・・保育士の確保・質の向上を目指して取り組む柱として、「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」は評価できた。

③働きやすい職場づくり

ア.子どもを産み育てる職員の職場環境の整備・改善

イ.孫を育て支援できる職場環境整備（子の出産）…制度はないが、現場の思いやりと配置のやりくりで実施している。

ウ家族の介護を抱えながら、働き続ける職場環境づくり…介護休暇の取得希望が出ている。これから増えることへの対策をすべき時が迫っている。

※育児・介護規程改定し、実務準備をします。…労基法の改定に伴い、労務士と取り組み、その関連規則と実務の整理を行います。

(3) 人材育成

平成30年度に改正された指針の実務について、外部講師を迎えて、保育士のキャリアに応じた研修を年間開催する予定が、わらべうた遊び講師より、実務を通じた法制度の理解と保育の確認ができた。

とても有効な手段であった。

ア 法人内研修・・・ドリームプロジェクトで、職員が主導で、グループワークに取り組み、課題をまとめつつも・交流もでき、非常に高い評価を得た。

イ 人事考課研修会を持つ（考課者のすり合わせ研修を目的に始めるが、入船の森

保育園が参加できず、コンサルによる「考課者研修」に留まる。(年間4回)

#### エ 主任研修

新人研修会(主任開催)を年3回開催…同期会を实践

新指針研修(「全体的な計画」の取り組み)まず、園長・主任中心に、保護者と共有しながら取り組みことができた。

各年齢別研修及び交流の希望を受けて実施(三施設の有効活用)

各園内研修(園内研修-キャリアアップ研修他)

外部研修への派遣(県・市・区行政主催研修会、保育センター、市・県社協主催他)

第三者評価(受審はなく)、三園とも自己評価の取り組み継続と検証(ネットでも公開)

#### (4) 会議

法人会議(園長・理事長)コンサル・労務士の参加もある。

経営会議(人事考課・賃金・労務関係・経営・制度について等)運営関係、担当理事を定められず、ほぼ園長のための開催となる。

経営と人材育成について。

主任保育士会議。新人研修年3回主催

給食担当者会議…担当職員の移動(出産・育児休業)などで、メンバーの交代があり、年半ば過ぎに整ってくる。話題は多い。

事務職会議(法人に対して厳しい求めあり)集合して開催はできず。センター保育園事務職の負担は大きい。

※三園とも、規模に関わらず事務職を正規雇用とする。

#### (2) 評議委員会・理事会

① 定時評議委員会6月14日開催する。(理事の承認)

② 定例理事会(定例会の他に駒岡保育園竣工式)

第1回定例会 令和1年5月17日(月)

第2回臨時理事会 令和元年6月19日(水)理事長の互選

第3回定例会理事会 令和1年11月7日AM

ドリーム法人の集い(表彰式)同日午後開催)

第4回は書面による決議(コロナ対応)

理事長の業務執行回数は、延べ26回となる。

駒岡保育園竣工式出席、入船の森保育園課題対応16回、他入園・卒園式ドリーム法人の集い等、かつてない、業務執行となる。

### 事業ごとの業務

- ① 経営会議（コンサルを交えての処遇改善について検討する）年間6回
- ② 選考会（採用試験の選考委員）…事務職・栄養士・非正規からの転換、面接(2/18)
- ③ 保育士宿舍借り上げ事業において、市の制度が運用される限り、（常勤職員とは正規・非正規問わず、6時間以上勤務する保育士に限る。）

当法人もその該当諸員に適応する。

入船の森保育園の課題検討会議（職員の相談にご自宅に対応するも含む）延べ16回対応する。

- ④ 保育園の行事出席（入園式・卒園式・運動会・入園説明会）
- ⑤ 苦情解決第三者委員の委嘱、内田氏のご逝去により、後任選定できず、永井委員のみとなる。

### 課題（展望へ）R2年度事業へ

理事会のガバナンスを求め、事務局機能の設定・定着へ努めたが成果得られず。  
センター保育園の副園長退職に伴う、後任を選定できず2年余となる。

法人本部拠点区分 資金収支計算書

(自)平成31年 4月 1日(至)令和 2年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	受取利息配当金収入	10,000	1,030	8,970	
	事業活動収入計(1)	10,000	1,030	8,970	
	支出				
	事業費支出	60,000	56,000	4,000	
	保険料支出	60,000	56,000	4,000	
	事務費支出	1,300,000	1,210,652	89,348	
	福利厚生費支出	10,000	6,050	3,950	
	旅費交通費支出	350,000	328,512	21,488	
	研修研究費支出	20,000	11,060	8,940	
	事務消耗品費支出	10,000	5,417	4,583	
	通信運搬費支出	40,000	19,540	20,460	
	会議費支出	20,000	18,300	1,700	
	広報費支出	160,000	153,001	6,999	
	業務委託費支出	440,000	432,875	7,125	
その他の委託費支出	440,000	432,875	7,125		
手数料支出	60,000	54,191	5,809		
諸会費支出	60,000	55,000	5,000		
雑支出	130,000	126,706	3,294		
事業活動支出計(2)	1,360,000	1,266,652	93,348		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△1,350,000	△1,265,622	△84,378		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)				
	支出				
	施設整備等支出計(5)				
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)					
その他の活動による収支	収入				
	拠点区分間繰入金収入	1,500,000	1,500,000	0	
	その他の活動収入計(7)	1,500,000	1,500,000	0	
	支出				
	その他の活動支出計(8)				
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	1,500,000	1,500,000	0		
予備費支出(10)		—			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	150,000	234,378	△84,378		
前期末支払資金残高(12)	10,640,638	10,640,638	0		
当期末支払資金残高(11)+(12)	10,790,638	10,875,016	△84,378		

法人本部拠点区分 事業活動計算書

(自)平成31年 4月 1日(至)令和 2年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	サービス活動収益計(1)			
	事業費	56,000		56,000
	保険料	56,000		56,000
	事務費	1,210,652	970,939	239,713
	福利厚生費	6,050	5,184	866
	旅費交通費	328,512	322,944	5,568
	研修研究費	11,060	68,300	△57,240
	事務消耗品費	5,417	2,268	3,149
	通信運搬費	19,540	25,260	△5,720
	会議費	18,300		18,300
	広報費	153,001	373,842	△220,841
	業務委託費	432,875	72,667	360,208
	その他の委託費	432,875	72,667	360,208
	手数料	54,191	1,808	52,383
	諸会費	55,000	55,000	0
	雑費	126,706	43,666	83,040
減価償却費		27,108	△27,108	
サービス活動費用計(2)	1,266,652	998,047	268,605	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	△1,266,652	△998,047	△268,605	
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益	1,030	1,026	4
	サービス活動外収益計(4)	1,030	1,026	4
	費用			
	サービス活動外費用計(5)			
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	1,030	1,026	4	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	△1,265,622	△997,021	△268,601	
特別増減の部	収益			
	拠点区分間繰入金収益	1,500,000	1,200,000	300,000
	特別収益計(8)	1,500,000	1,200,000	300,000
	費用			
特別費用計(9)				
特別増減差額(10)=(8)-(9)	1,500,000	1,200,000	300,000	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	234,378	202,979	31,399	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	10,640,639	10,437,660	202,979
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	10,875,017	10,640,639	234,378
	基本金取崩額(14)			
	その他の積立金取崩額(15)			
	その他の積立金積立額(16)			

法人本部拠点区分 事業活動計算書

(自)平成31年 4月 1日(至)令和 2年 3月31日

(単位:円)

勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	10,875,017	10,640,639	234,378



法人本部拠点区分 貸借対照表

令和 2年 3月 31日現在

		資産の部		負債の部		
	当年度末	前年度末	増減	当年度末	前年度末	増減
流動資産	10,875,016	16,088,506	△5,213,490	0	5,447,868	△5,447,868
現金預金	10,819,016	16,032,506	△5,213,490	0	5,447,868	△5,447,868
前払費用	56,000	56,000	0			
固定資産	1	1	0			
基本財産						
その他の固定資産	1	1	0			
器具及び備品	1	1	0			
				負債の部合計	0	△5,447,868
				純資産の部		
				基本金		
				国庫補助金等特別積立金		
				その他の積立金	10,875,017	234,378
				次期繰越活動増減差額	234,378	202,979
				(うち当期活動増減差額)	10,875,017	234,378
				純資産の部合計	10,875,017	16,088,507
資産の部合計	10,875,017	16,088,507	△5,213,490	負債及び純資産の部合計	16,088,507	△5,213,490

(単位:円)

## 計算書類に対する注記（法人本部拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券等  
償却原価法（定額法）によっている。

## (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
定額法によっている。

- ② 無形固定資産  
定額法。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

## (3) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金  
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

- ② 退職給付引当金  
社会福祉法人横浜市社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。

## (4) 消費税等の会計処理

- 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

## (5) リース取引の処理方法

- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース期間が1年以内のもの又はリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっている。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

## 3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

## (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

## (2) 民間退職共済制度

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人本部拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)  
(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))は省略している。  
(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊹))は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

## 7. 担保に供している資産

該当なし。

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	0	0	0
小計	0	0	0
その他の固定資産			
建物	0	0	0
構築物	0	0	0
車両運搬具	0	0	0
器具及び備品	130,117	130,116	1
有形リース資産	0	0	0
小計	130,117	130,116	1
合計	130,117	130,116	1

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
該当なし。
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし。
11. 重要な後発事象  
該当なし。
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし。